

# デイサービスセンター もみじの里 ご案内

当事業所は、旧神石町の中心地、呉ヶ峠にあり、自然豊かな木々に囲まれ四季折々の山々を楽しめる環境の中にあります。

社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図り、またその家族の身体的、精神的な負担を軽減できる様援助を行います。

また、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所を併設しており、事業所間でもスムーズな連携が図れ、統一した援助が行えます。

## 利用について

### 1. 利用対象者

- ・要支援 1・2、および要介護 1～5 の認定を受けておられる方。

### 2. 利用の申し込み

- ・担当の介護支援専門員にご相談ください。

(介護保険の認定が無い方、担当の介護支援専門員がおられない場合、地域包括支援センターかお近くの居宅介護支援事業所にご相談ください。)

## 利用料金について

### 《要介護 認定者》

#### ①基本利用料金（通常規模型通所介護）※令和 3 年 4 月 1 日

	3 時間以上 4 時間未満	4 時間以上 5 時間未満	5 時間以上 6 時間未満	6 時間以上 7 時間未満
要介護 1	368 円/日	386 円/日	567 円/日	581 円/日
要介護 2	421 円/日	442 円/日	670 円/日	686 円/日
要介護 3	477 円/日	500 円/日	773 円/日	792 円/日
要介護 4	530 円/日	557 円/日	876 円/日	897 円/日
要介護 5	585 円/日	614 円/日	979 円/日	1,003 円/日

#### ②加算料金

加算の種類	加算の要件	頻度	実費
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	直接提供する職員総数のうち勤続 3 年以上のものが 30%以上の場合	1 回/日	6 円
入浴介助加算	入浴中の利用者の観察を含む介助を行った場合	1 回/日	50 円
送迎減算	送迎を行わない場合	1 回/片道	-47 円
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している通所介護事業所の場合	総単位数の 4.0%に相当する額	
介護職員等特定処遇改善加算	〃	総単位数の 1.0%に相当する額	

☆負担割合 1 割の料金表示となっています。

#### ◎その他の料金（介護保険にかからない実費料金）

(1)食事の提供に要する費用 1 食 630 円

(2)利用時間延長費用 8:15～9:15、15:30～18:30 に利用された場合は、1 時間ごとに 500 円を頂きます。

(3)レクリエーション・クラブ活動費 実費（利用者の希望により参加され、材料代等かかる場合）

(4)送迎費用 通常の事業の実施地域を超えた地点から、1km 増すごとに 40 円

#### 《要支援 認定者》

##### ①基本利用料金

要支援 1	1,672 円/月	週 1 回利用
要支援 2	3,428 円/月	週 2 回利用

##### ②加算料金

加算の種類	加算の要件	頻度	実費	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	直接提供する職員総数のうち勤続 3 年以上のものが 30%以上の場合		要支援 1	24 円
			要支援 2	48 円
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している通所介護事業所の場合		総単位数の 4.3%に相当する額	
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)	〃		総単位数の 1.0%に相当する額	

☆負担割合 1 割の場合の料金表示となっています。

#### ◎その他の料金（介護保険にかからない実費料金）

- (1)食事の提供に要する費用 1 食 630 円
- (2)おむつ代 実費
- (3)レクリエーション・クラブ活動費 実費（利用者の希望により参加され、材料代等かかる場合）
- (4)送迎費用 通常の事業の実施地域を超えた地点から、1km 増すごとに 40 円

#### 個人情報保護について

当法人は利用者等の個人情報を適切に取り扱う事は、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。当法人が保有する利用者等の個人情報に関し、適正かつ適切な取り扱いに努めるとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守、個人情報の保護を図ります。

当事業所では、いつでも問い合わせ・相談及び見学に応じますので、お気軽にご連絡ください。

#### 営業・受付時間のご案内

月曜日～土曜日（祝・祭日含む） 8：30～17：30